

## 個人住民税の定額減税の概要 ※特別徴収(給与天引きの場合)

令和6年度分の個人住民税所得割の額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族（国外居住者を除く）1人につき、1万円の減税を行う。（納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下である場合に限る。）

※なお、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者分については、令和7年度分の個人住民税所得割の額から1万円を控除。

### ○個人住民税の減税の実施方法（給与所得に係る特別徴収の場合）

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税後の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で分割。

(注) 合計所得1,805万円超の者や均等割のみ課税者など、定額減税が適用されない者によっては、通常どおりの徴収方法による。

例) 特別徴収税額（定額減税後）120,000円の場合

従来通り (単位:円)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
												
令和6年度 (単位:円)	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	0	11,000	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900	10,900

6月分は徴収しない

○納税義務者用（個人用）税額通知書への表記（案）

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入 みなし所得(所得 金額調整加算等) その他の所得計	主たる給与 以外の合算 所得区分	国民 年金 厚生 年金 共済 基金 退職 給付 その他	不 動 産 所得 等	利 子 所得 等	配 当 金 所得 等	雑 所得 等	課 税 標 準	総所得③ 山林所得 分離短期譲渡 分離長期譲渡 株式等の譲渡 上場株式等の配当等 先物取引
所得控除	雑損	専・ひ・勤 偶者 再婚特別 養 老 給 付 等 所得控除合計②	基礎 控除 所得控除合計②	扶養親族 等 所得控除合計②	配偶者 控除 所得控除合計②	障害者 控除 所得控除合計②	その他		
税	市 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦ 県 税額控除額⑤ 所得割額⑥ 均等割額⑦								
税額	既納付額⑩ 逐別納付額⑪-⑪② 変更前税額⑬ 増減額⑨-⑬ 変更月								

摘要欄に定額減税額及び減税しきれなかった額を記載

市、県それぞれの税額控除額⑤に定額減税額を加算

減税控除済額 \*\*\*\*\*円 控除外額 \*\*\*\*\*円

※市から税額通知書の発送は5月15日頃を予定しています。

○各事業所様へのお願い事項

- ・年度途中で異動が生じた場合（従業員の方が退職や休職等により特別徴収ができなくなってしまった場合や、従業員の方を採用したため新規に特別徴収を開始したい場合等）には、その都度異動届の提出をお願いします。
- ・年度途中で税額変更があった場合はその都度変更通知書を送付いたします。変更前税額で納付してしまったため、納付額に過不足が生じる場合が例年発生しておりますので、通知書は必ず確認をお願いします。
- ・納税義務者用の税額通知（個人用税額通知）の電子的送付を希望されている事業所様につきましては、データのダウンロードが可能になった段階で通知メールが届くことになっておりますが、回線の混雑が予想されておりますため、通知メールが届きましたらその都度ダウンロードしていただきますようお願いいたします。